

秋田市上下水道局告示第6号

秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（臨海処理区）の変更をするため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定に基づき、次のとおり告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は縦覧期間満了の日までに、当該事業計画の変更について、意見を申し出ることができる。

令和4年3月8日

公共下水道管理者

秋田市上下水道事業管理者 工藤喜根男

1 事業計画の名称

秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（臨海処理区）

2 工事の着手および完成の予定年月日

工事着手の年月日 昭和51年7月16日

工事完成の予定年月日 令和7年3月31日

3 事業計画案の縦覧の場所

秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局下水道整備課

4 事業計画案の縦覧の期間

令和4年3月8日から同月22日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

5 事業計画案の縦覧の時間

午前9時から午後5時まで